

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和2年6月16日（火）
午後 1時00分～午後2時10分
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	いじま 文彦	副委員長	大くま 真一
	委員	岩崎 みなこ	委員	本間 としえ
	委員	しらた 満	委員	山崎 ゆうじ
	議長	藤原 マサノリ		

出席説明員	子ども青少年部長	本多 剛史	子育て支援課長	松崎 亜来子
	児童青少年課長	植田 威史		

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	2 陳情第 5 号 新型コロナウイルス感染症に関する保育施設労働者への危険手当 て給付についての陳情	不採択すべきもの
2	2 陳情第 6 号 新型コロナウイルス (COVID-19) に関する職員の危険手当の給付に 関する陳情	不採択すべきもの
3	第 7 8 号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	特定事件継続調査の申し出について	決定

午後 1時00分 開会

いいじま委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日の委員会は、議会運営委員会での決定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から会議時間の短縮を図るため協議会については資料の配付のみとし、口頭での説明は後日適宜行うものとするを報告する。なお、本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、2陳情第5号 新型コロナウイルス感染症に関する保育施設労働者への危険手当給付についての陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 御異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。それでは氏名を言われてから御発言願う。

陳情者(橋本氏) 多摩市にある桜ヶ丘第1保育園で保育士をしている橋本である。このたび、新型コロナウイルス感染症に関する保育施設労働者への危険手当給付についての陳情書を提出させてもらった。陳情書には「危険手当」と書いているが、意味としては特別業務手当として捉えてもらえたらと思う。

4月に緊急事態宣言が出され、保育園では3密が避けられない状況の中、保育をしてきた。密になるからと行事や懇談会、プールの中止など安全を第一に考え、子どもたちのやりたい思いには沿えず、イレギュラーなことが起きている状況である。子どもたちにとって安全な保育をと、この間話し合いながら対応してきた。3密は避けられない中、ソーシャルディスタンスを守るための対策、遊具や共有部分の消毒、部屋の換気などの徹底、職員は手洗い、毎日の検温、マスクの着用などである。感染予防のため職

員はマスクの着用が徹底されているが、これから暑い夏を迎えるので熱中症にならないか、職員の体調管理も課題となっている。緊急事態宣言が出され、保護者は在宅勤務になり、登園を自粛する家庭が増えた。新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化率は子どものほうが高く、そのことを心配して保育園に預けるのが心配と休む家庭も増えた。この間私の保育園では、週に1回休んでいる家庭に電話をし、変わりなく過ごしているか、体調はどうか、親の不安や心配なことがあれば聞き取りをし、保護者との関係づくりもしてきた。登園自粛の家庭が増え、子どもの人数が減ってはいたが、ふだんの保育にプラスで先ほど話したような対応が増え、いつもより気を遣い、仕事をしてきた。子どもの命を守ることが保育士の仕事と使命感を持って働いてきたが、この間、自分が感染源になったらどうしよう、無症状だけで既に自分が感染しているかもしれないと、緊張と不安でいっぱいだった。ワクチンや特効薬がない中での就労はやはり感染リスクが高いと言わざるを得ない状況である。緊急事態宣言が出された後、登園自粛の家庭が増えたり、自治体によっては休園になったことで職員の休みが増えたことを理由に賃金をカットされたり、特別休暇ではなく有休で休んでほしいと言われたなど、各園での対応は様々である。この間私の職場では特別休暇や在宅勤務が保障されたり、給与面での問題はなく働けてはいるが、緊張と不安の中働いてきた中で特別業務手当もないとなれば、今後保育士の離職が進むことが予想され、保育士になりたい人もさらに減り、人材不足につながるかと思う。今後第2波、第3波も予想される中、先ほど話した子ども、保護者、職員の対応の継続が予想されるが、子どもたちの命を守るために安全第一にできることをしていきたいと考えている。今後保育士が辞めず働き続けられるように、そしてこれ以上保育士の数を減らさないためにも特別業務手当を給付してほしい。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等あったらお願いします。

本多子ども青少年部長 今陳情者から説明があった内容について市の考え方を述べさせていただきます。まず保育園については、現在感染者を受け入れているわけではな

い。感染リスクはあるという認識であるが、「危険」というような言葉は当てはまらないということで、感染リスクについてはどこの職場にもあるという認識でいる。また保育園については、医療従事者とは違って感染者と直接接触するというのではない。また高齢者施設のように重症化するリスクが高い施設には該当しないと考えている。仮に陳情者が述べられたような手当を支給したとしても、濃厚接触は避けられない職場であるという考えである。また感染リスクが低くなるという状況は変わらないという認識である。したがって、手当の支給は難しいというのが市側の考えである。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

本間委員 一応確認をさせていただきたいが、4点ほどある。まず1点目は、登園自粛要請期間の保護者の方々の協力の状況である。2点目は、緊急事態宣言が発令されてからの保育園への多摩市の支援である。補正予算などの内容の確認を一応したいと思う。3点目としては、保育園は濃厚接触が避けられないということであるが、ほかの様々な業種に比べて感染リスクが高いと考えられるのか、また幼稚園・学校との違いである。あとは保護者の都合で熱のある子どもは預かることがない、そういった方はいないということであるが、その確認が3点目。あと4点目は、多摩市には民間保育園のほかに公立の保育園があるのだが、その公立の保育園の職員の方にも同じように別の特殊勤務手当を加算することができるのか。この4点をお伺いする。

松崎子育て支援課長 それでは、まず1つ目の保護者の方の御協力が今回どのような状況であったかをお答えさせていただく。市で4月7日に登園自粛の要請をさせていただいたところである。その際に保護者の方々には、在宅勤務されている方や自宅で保育可能な方々、本当にたくさんの方々に御協力をいただいたような状況である。その結果、登園自粛前は平均79%の登園率であったが、登園自粛要請後、最初の週が認可保育所で言うと平均41%の登園率で、自粛の割合が高くなっていく。その後も皆様非常に御協力をいただいて、4月中、5月1日までの間は平均20%前後の登園率で、多くの方々が自宅で何らかの手段を使いながらお子様の養育をされていたような状況である。ゴールデンウィーク明け後徐々に緊急事態宣言が解除されていくと

いう社会情勢の中、少しずつ自粛の割合が下がってきているような状況であるが、5月中は、5月22日の時点では平均30%の登園率、若干上昇しているところである。5月29日、いよいよ東京都の緊急事態宣言が解除になるところでは平均39%という状況である。6月5日、緊急事態宣言が解除された6月の最初の週であるが、社会が動き始めた状態を反映して67%の平均登園率という状況である。それでもまだ6月中で御協力いただいているような状況と認識しているところである。

続いて2点目の質問に移るが、こういった登園自粛をお願いする中で、市で5月に補正予算等の対応をさせていただいた。一つは、登園自粛に御協力いただく保護者の皆様方へ保育料の減免を実施しているが、それに伴う補正予算の対応をさせていただいた。通常月額で保育料を頂いているが、法改正等もあり、保育料を日割り計算することによって登園自粛された日数分の保育料を減免するような対応をさせていただいている。加えて臨時休園等支援事業ということで、認可保育所と併せて認証保育所等に向けても同様に保育料の減免等を施設が実施した場合は、施設にその分を補助するような対応をさせていただいたところである。

3点目の質問に入るが、保育所は感染率が高いかどうかであるが、インターネット上でリスクの高い職種ということで確認させていただいたら、いろいろな職種が30位ぐらいまで載っているが、その中に保育士という職種は見かけなかったところである。主立ったところとしては、医療従事者がやはりリスクが高いというような社会の認識かと思っている。保育園の現状から考えると、陳情者が話していたとおり、小さなお子様と関わる中では密接や密集を避けることが難しい職種、状況であることは認識している。ただ、空間の密閉に関しては、適宜換気等を実施していけているような状況であると受け止めているところである。あと、先ほど子ども青少年部長も申し上げたが、保育園は感染されている方をお預かりするような状況ではないので、そういった面で感染者との関わりでのリスクはないものと捉えているところである。その中で、熱のあるお子さんを預かるのかであるが、基本的に保育園は園児が発熱した場合はお迎えに来ていただく、家で様子を見ていただく、もしくは病院に連れて行っていただくというところを平日頃

実施している。そのため保育園で発熱したお子さんを預かることは基本的にないような状況である。それを担う補完的な要素として病児・病後児保育事業を市では実施しており、そちらの事業を御活用いただく。どうしても仕事に行かざるを得ない、お子さんが発熱しても預かる場所がないということでお困りの方に関しては、病児・病後児保育事業を御利用いただいているところである。今回新型コロナウイルス環境下の中で病児・病後児保育事業は休止せずに実施させていただいているが、この新型コロナウイルスの感染に関しては、病児・病後児で感染が発生してしまうと困るという表現は適当ではないかもしれないが、事業が休止になってしまう可能性もあるので、その辺りは医師の診療情報提供書の提出をお願いしており、その中で上気道炎様症状を示すお子様の場合は極力御家庭で様子を丁寧にみていただくことと、聞き取りを丁寧にして病児・病後児保育事業で預かるかどうかという対応をさせていただいているところである。あと幼稚園との差異、学校との違いはあるかであるが、お子様をお預かりしている施設ということ考えると、保育園、幼稚園、小学校、年齢の違いはあれど、密集や密接の環境に大きな違いはないと受け止めている。

最後、4点目であるが、民間保育所、公立保育園、今回陳情者が述べられている手当、危険手当、特別業務手当を加算することができるかどうかであるが、公立保育園は条例等で給与の規定が決まっている。そのため民間保育園で行ったことがすなわち公立保育園で実施できるかどうかというと、難しいものと捉えている。こちらは人事課の対応になってくるが、現時点で保育士への特殊勤務手当を創設する考えがあるとは聞いていないので、難しいものと捉えている。

本多子ども青少年部長 今の手当の関係でもう少し補足させていただく。我々公務員は、手当が地方自治法で限定列挙されていて、その中の手当を条例で位置づけて支給することができるという規定になっている。陳情者が言われていたような特別業務手当という名称のものは、地方自治法の中には特に規定がない。ただ、業務の性質からして該当するような手当があるかということ、それは特殊勤務手当に近いかと考えている。特殊勤務手当は市の条例の中にもあるので、手当自体はその中で規定されている。ただ、特殊勤務手当にも

いろいろ項目があるが、現在多摩市では3種類の特殊勤務手当の項目があり、一つは感染症防疫手当で、これは感染症の予防もしくは感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく防疫作業に従事した職員ということであるので、この項目にはまず該当しないだろうと考えている。もう一つが、行旅病人等取扱手当で、身元不明でお亡くなりになった方の対応をした場合、それともう一つは、ケースワーカーの指導手当ということで、3種類ある。過去には10種類ぐらい特殊勤務手当があったが、本来の業務の中でそれは対応すべきだろうということで削減されて、現在の3項目になっているような状況である。

大くま委員　　今回特別業務手当というような形でという陳情が上がっているが、国の第2次補正予算で医療・介護分野等については慰労金という形で盛り込まれたかと思う。今後国や東京都の動向がこの分野においてどうなのかを確認したいのが1点と、あと現在ほかの自治体での事例はあるのかを確認したいと思う。

本多子ども青少年部長　現在の国や都の動向であるが、私どものほうに具体的にそういった手当もしくは見舞金的な性格のもの支給を検討しているというような話はまだ来ていない。それと他の自治体の状況であるが、東京都内では練馬区が2万円を支給するということが先日新聞報道があった。これはどなたを対象にしているかという、保育園などの職員にというような見出しであった。ただ、この内容をよく読んでいくと、保育園以外にも幼稚園、介護施設などを運営する事業所に対してということで、職員本人ではなく事業所に対して支給するような内容だった。それ以外に東京都内の自治体で現在こういったものを支給するというような情報は入っていない。

大くま委員　　今新型コロナウイルスの状況の中で、消毒業務など、また精神的な負担なども含めてかなり大変になっていることは今陳情者の方も言われたが、これまで以上に具体的な業務も増えているし、そういった中で補正予算でも消耗品等に充てられる補助については決まったわけであるが、増加している日常業務を市ではどのように評価しているのか。それと併せて、その分を評価するような形で練馬区での事例があるということであるが、そういった市として独自の見舞金のようなものの検討はされたのか。

本多子ども青少年部長 先ほど陳情者が、日々の業務量が増えているというようなことを言われていた。保育園には保育所の感染症ガイドラインというのがあり、それに基づいて日々の感染症対策をしている。その中では、今回のような感染症の場合の対応が個々具体的に書かれているわけであるが、やはり日々の手洗い、あとはせきエチケット、それとお子さんであるのでおもちゃをなめたりするので、遊んだ後に消毒することが盛り込まれている。だからガイドラインでは、通常そのレベルまで対応をとというようなことが求められているかと思う。また仮に市の職員で業務量が増えたということで何か手当が出るとか給料が出ることはないので、そのように考えると何か特別なものをとということはないのかなと考えている。また国や都からは、新型コロナウイルス問題の期間中保育園や学童クラブについては基本的に開所してほしいというような文書が来ているので、そういった意味では、基本的に開所することで手当なりを支給するのであれば、もう少し全国的なレベルで、国レベルでいく必要があるかと認識しているところである。

大くま委員 市独自ではそういった検討はしてきていない、国レベルで考えてもらうべきだと今言われたが、この分野でも市が検討していくことが必要である。具体的に言うと医療はまさに直接接する現場であるが、介護、障害福祉のような現場と保育の現場、児童福祉の現場が大きく異なるとは私には思えないわけであるが、そういった中で、都を通じてもよいが、国に対して検討を求めるような動きを今市としては検討されているのか。

本多子ども青少年部長 現在市として具体的な検討を始めることは行っていない。ただ、聞くところによると、いろいろな保育に関係する団体が国に対して慰労金の支給を求めるという要望をされていることは耳にしている。したがって、国がそれを受けてどのように検討していくのかを注視していきたいと考えている。

岩崎委員 市として保育園を休むという考え方は、国からそういう要請があったというのがあったが、自治体によっては休園としつつどうしてもというお子さんは預かったという考え方もあったと聞いている。休園の選択肢を選ばなかった、あるいは選ぶ判断はどの程度のところであったのかお聞きする。

松崎子育て支援課長 市で臨時休園とせずに登園自粛要請とした理由であるが、せんだっ

で議会でも答弁させていただいているが、基本的には先ほど申し上げたとおり開所していく施設であり、厚生労働省、東京都からも休園という要請はなかったことがまず1点大きなところである。ただ、その中で、いわゆるエッセンシャルワーカーという方々に関しては保育を臨時休園されたところでも受け入れているような状況が実際にあったが、多摩市としては、そういった緊急事態措置によって休業要請される施設で働いている方々、あとお休みしてほしいと言われる以外の方、そこに見えてこない形で就労されている保護者の方々がおられること、保育所を利用される子どもの保護者の要件に、就労だけではなく養育が困難な御家庭の方が含まれている、多くおられるということが一つ大きな要素としてある。子どもたちは本当に自らSOSを発信することができないので、保育園で預かる環境をしっかりと整えていく、お母さんたちが養育に苦勞されている中で、きちんと保育園に預けることができるのだという安心感を提供していくことが同時に必要だと考えたので、多摩市の場合は登園自粛要請とさせていただいたところである。

岩崎委員 選択はそのようにされたということであるが、そういう中で4月、5月の頃に、自宅に高齢者がおられる等何らかの事情で働くことが難しいというような保育園の職場からの声があったのかお聞きする。

本多子ども青少年部長 保育園の園長会というのがあり、私ども市側と園長会の皆さんとで情報交換する場があるのだが、その場で具体的に休園したほうがいいといった話は特になかったと記憶している。ただ、市民の声というのがあり、これは市に対して意見を述べるような仕組みであるが、その中では現場の保育士からやはり休園してほしいというような声は幾つかあったという実績がある。

岩崎委員 先ほど子育て支援課長が言われたようにエッセンシャルな仕事だということもあり、働いている人たちはなかなか難しい選択の中で頑張られたという声もあったとお聞きしたが、もう一つお聞きするのは、新聞等では委託事業者に金を委託料として渡しているが、委託事業者の判断で弾力運用というような形で給与が削減されたような事例もあったと報道されているが、多摩市においてはそのような状況がないか把握あるいは確認をしているの

かお聞きする。

松崎子育て支援課長 今回保育所の開所をさせていただいているが、先ほど保護者の方々に向けた保育料の減免の実施という話をさせていただいたが、保育園の運営に当たっては、新型コロナウイルスによって登園率が下がるといった利用の仕方、利用率の減少によって運営費を減額するようなことは行っていない。基本的には新型コロナウイルスの感染問題が起きていない状況と同様の条件で給付費を保障していくような取り組みをさせていただいている。そのため基本的にはそこで働く皆様方の人件費もこれまでどおり保障させていただいているので、それによって人件費が削減されたというような情報は当然耳にしていないし、実際にそのようなことは起きていないものと受け止めている。

岩崎委員 そのようなことがないことが非常に大事だということで、もう一つ、もし事業者が委託を受けて委託料を受け取っている中から、このような状況であるので危険手当のようなものを上乗せして出したいと思ったときは、この委託料の中に含まれているのかお聞きする。

松崎子育て支援課長 現在の公定価格、運営費の仕組みの中では、そのための手当が明示されているようなことはない。ただ、各法人がそれぞれの御判断で改めてそういった手当を出されるときは、給与改定をしてそういった諸手当を出していただくような仕組みになると思う。

あと、その前の質問に補足をさせていただきたいが、国から事務連絡で、今回の保育所等における保育の提供に関して縮小等をされる場合の職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて通知が出されているところである。その内容としては、新型コロナウイルスについて職員を休ませる場合等は労働基準法の関係法令を遵守することがしっかり通知の中で指示がされており、職員の体制を縮小させるに当たっては、休業させたことに対する手当を支払うよう就業規則に定めるなど労働者が安心して休むことができるよう体制を整えていただきたい趣旨の通知文が出されており、そちらを各施設に周知させていただいて、労働者の皆様方を守るような取り組みも併せてさせていただいているところである。

岩崎委員 そうすると、事業所が何とか金を工面して渡すことはできるかもしれな

いが、その分が難しい、その項目がないというときに、今後事業所に委託料を上乗せした形で、これで皆さんに渡すべき金額を何とかしてほしいと見舞金のようなものを給付金として上乗せして渡すという練馬区のようなやり方は多摩市でもできるのか。

松崎子育て支援課長 市で改めて運営費に積み増しして、今回の陳情者の御要望に当たるような手当を支給できるかどうかであるが、現在の仕組みの中ではできない。そのために新たに補助事業を創設して、新たな仕組みを作って支給するような形になるので、改めてどのぐらいの費用がかかるのか、はたまたどの程度の手当額が妥当なのか、様々な議論が必要になってくると思う。そのような状況である。

しらた委員 今回新型コロナウイルス問題の期間中に保護者から、自分に少し熱がある、そしてまた自宅を離れる前に熱はないが測っていただけないかというような連絡があったのか、今までに感染者の報告があったのかと、今回社会福祉保育労働組合という方々からであるが、労働組合の方がなぜ多摩市に言うのか、そのシステムが私には分からない。今だとその事業所か法人にまずはお話をし、そちらからまた多摩市にこのような要望という順番というシステムを飛び越えて来ているような気もするし、多摩市がこの労働組合の方々から受けられるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思う。

松崎子育て支援課長 まず最初の御質問で、自粛要請をかけている間に園児の保護者の方の発熱や、熱を測ってほしいというようなお願いをしたかどうかであるが、基本的には今回の新型コロナウイルス、当初は「37.5度以上の発熱」というのが一つキーワードとしてあったので、各保育園から検温に御協力いただきたいということでお願いしてきている。したがって、発熱されて登園を控えた方が実際におられたと思う。ただ、発熱の都度で、市にそこまでの情報提供は頂いていないので、どの程度の件数があったかは把握していない。各園でそれぞれ丁寧な対応をしていただいているところである。感染者の報告であるが、基本的にはこの期間中、非常に幸いなことに感染者の報告は受けていないので、発生していないものと捉えている。

本多子ども青少年部長 後段の労働組合が市に対してこういう要望をすることの是非というような御質問であるが、職場の処遇改善であるので、やはり労使関係の中

でという考えが第一義的にはあるかと考える。そうすると、各職場の中で、法人なら法人のほうにこういった要望を出すことがまず一つあるかと思う。ただ、市も、こういった労働組合またはその他の団体から各種いろいろな要望を頂くことはこれまでもあった。だから、今回は市議会に対してであるが、全国福祉保育労働組合からはたしか昨年も御要望を頂いているので、御要望を頂いたらそれに対して回答することはしなければいけないことかと考えている。

しらた委員　　もちろん、園のほうではそういうことであるが、逆に保護者のほうから、今日自分が熱があるようだから、子どもを行かせてしまったのだが注意深く見てもらえないとか、これは保育園等ではなく、自分の御家庭で一人一人を守っていくというか新型コロナウイルス対策をとっていくことが大切だと思うので、逆にそういう場面があったのかがお聞きしたかったところである。

松崎子育て支援課長　お子様の発熱状況をふだんから気にしているところではあるが、今回委員の言われるとおり新型コロナウイルスに関しては、保護者の方自身も自分が感染源になるのではないかと気にされていると思う。私どもも、通知も含めて保護者の方自身の体調管理にぜひとも努めていただきたいということで発信させていただいている。施設も、お子さんだけではなく保護者の方自身の体調も含めて見ていただきたいということで取組をしているので、現場においてはそういったお母さん御自身からの発信もあったのではないかと思う。ただ、どのぐらいあったのかまでは承知していないところである。

岩崎委員　　今、冒頭でも言われていた危険という考え方をお話しされたが、コロナ禍の中では危険という考え方の物差しが今までと異なっていると私たちは感じている。普通は火災現場に行く、工事現場にいる等、明らかに物理的に危険なものの中で危険という物差しを使うが、今回はスーパーのレジの方など、そのこの仕事の内容だけでは危険だと思えない場合、あるいは身体的に非常に大変な辛さがある介護の場合でも、危険という考え方はなかったのではないかと思うが、今回第2次補正予算もまだはっきり下りてきていないというお話だったが、医療や介護の方に少し金が出るということもあつ

た。そう考えると、保育で子どもと関わる中での危険という考え方は、今までとは違う認識を持たなければいけないのではないかとということと、同時にメンタル的なもので、本当に今そこが危険だと目の前に見えているわけではないが、そのように思ってしまうといられない状況があることが大切なのではないかと思うが、その辺のお考えだけお聞きする。

本多子ども青少年部長 先ほどの繰り返しになるかもしれないが、園では登園前に検温を行っていただくということで、体調が優れない場合は休んでもらうようにしている。だから、安全面での対応は十分に行っているという認識である。また、そういった業務に対して危険手当なり特別な手当を出すことになる、先ほどの陳情者のお話だと密になっている、濃厚接触は避けられないと言われていたが、その業務が本当に危険、不快、不健康、著しく特殊なものが我々で言う特殊勤務手当になるが、そういった概念には当てはまらないというのが我々の今の認識である。

大くま委員 今の質疑の中で議会に出された陳情についての扱いが話されたが、そういった中では、私は市民の陳情権を侵害しかねないような発言があったと感じている。必要であれば休憩を取ってでも陳情という制度がどういったものなのかを一言御説明いただきたいと思う。

いいじま委員長 そこはこの場で必要だろうか。

大くま委員 私は陳情という制度そのものに理解不足があったのではないかと感じているので、その点についてはっきりさせておかないと、この後の審査について責任が持てないのではないかと考えた次第である。だから、必要であれば休憩を取って、議会事務局からでも結構であるから、陳情権と陳情について簡単にいいので解説をしていただきたいということである。

いいじま委員長 この際暫時休憩する。

午後 1時49分 休憩

午後 1時49分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 それでは、2陳情第5号 新型コロナウイルス感染症に関する保育施設労働者への危険手当給付についての陳情について、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場での討論を行う。

まずコロナ禍にあっても児童福祉施設として子どもたちの育ちを保障し、保護者の就労などを支えていただいている皆さんに、保育園を利用させていただいている一人の親としても敬意を表明すると同時に、感謝を申し上げたいと思う。ありがとう。陳情に当たっては、保育現場で働く皆さんからも感染拡大を避けるための新たな取り組み、消毒業務などの負担の増、感染リスク及び感染させてしまうリスクからくる精神的な負担増などの大変な状況が取り上げられた。しかし、国の第2次補正予算に盛り込まれた慰労金の範囲には、医療、介護、障害福祉などが対象となる一方で、児童福祉である保育や次に審査される学童クラブ等といったものは対象となっていない。子どもたちとの接触が避けられない保育現場が介護や障害福祉の現場と比較して、今無症状者が8割にも上ると言われている中で、リスクが低いと言えるのか。また新型コロナウイルス感染症自体もまだまだ解明が進んでいない中で、危険でないとは言えないと思う。多摩市は保育施設について原則開園の方針をとってきた。これはコロナ禍においても子どもを預けて働かなければならない方、働かざるを得ない方などを支えるためにも必要な措置であったと思うし、社会的基盤を支える行政として適切な判断だったと評価している。しかし、こういう体制をとれたのは、現場で支えてこられた保育施設やそこで働く皆さんの御協力あってこそのものである。その御協力に報いることが必要なのではないだろうか。手当や慰労金といった金の話は、経済的な意味だけではなく、労働に対する正当な評価を求めるという意味がある。国の慰労金の範囲にも含まれず、多摩市も検討していないといったことでは、保育施設で働く皆さんの御協力に正当に報いているとは言えないと思う。市として国や都に対応を求めるとともに、市独自でも特別業務手当や慰労金の早急な検討と実施すべきだとの意見を申し上げて、本陳情を採択すべきとの討論とする。

本間委員

2陳情第5号 新型コロナウイルス感染症に関する保育施設労働者への危険手当で給付についての陳情に対し、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため緊急事態宣言が発令される中、勤務されていた皆様には心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。現在世界中の方々が感染の不安を抱えながら生活している。緊急事態宣言の下、保育施設に登園自粛のお願いを出し、多くの保護者の皆様が協力に応じてくれた。一方、医療関係をはじめ生活インフラを支えていただいている方は仕事を休めないで、どうしてもお子様を保育園に預けざるを得ない方がおられる。それを支えてくださったのが保育園、学童クラブの皆様である。多摩市としては、保育園の収入が減る分の運営費補助や感染症予防に要する経費の支援を決めている。保育園の環境、感染拡大防止として様々な工夫をしていただいていると伺い、通常業務に感染対策のための仕事がプラスされお忙しくなり、子どもとの密着が避けられない職種のため気を遣う面もあることは十分お察しする。保育園や学童クラブが感染症に対しリスクなのかという問題であるが、保育園に勤務している方々御自身の健康管理はもちろんのこと、保護者の皆様も子どもの検温、感染症予防、健康管理に協力をしていただいている、保育園は健康な子どもを預かっていると認識している。病院は病気の方が来るので医療従事者は感染するリスクが非常に高い。保育園や学童クラブの子どもは基本的に健康であるので、それに比べればずっとリスクの高さが違うと思う。また公立保育園は給与の中に特殊勤務手当が加算できる規定が今の時点ではないことや、幼稚園や学校をはじめとする様々な業種との公平性、あと国の動向も見極めていく必要があると考えている。よって、本陳情に対し不採択の意見・討論とする。

また2陳情第6号 新型コロナウイルス(COVID-19)に関する職員の危険手当の給付に関する陳情についても同じ意見であり、公明党を代表として不採択とさせていただく。

岩崎委員

2陳情第5号 新型コロナウイルス感染症に関する保育施設労働者への危険手当で給付についての陳情について、ネット社民を代表して採択の立場での意見・討論をする。

陳情は文言審査であるが、それに沿うと危険手当を新設し給付とある。そういうことではなく陳情者の願意は、練馬区のような一時金あるいは見舞金と理解している。そうすると、これについて市からは新たな仕組みが必要とあったが、そうなのであれば陳情者の思いをそのまま受け止めるということであると、そのことをやりながらの理解ということもできるかと思う。休園・休校にしたとしても休業補償は必要と考えるところであるし、休園・休校にしたとしても医療関係の子どもさんなどをどうしても預けることはあるわけで、すべての人が危険を回避する方法は当然難しいところであるが、金がすべてではないが、やはり一定の見舞金あるいは慰労金などのようなもの考えることは大切なのではないかと思っている。その上で他の所管にも、例えばごみ収集をされている方や窓口業務等これに準じるエッセンシャルワーカーあるいはライフラインに対する考え方も当然業務としてはあると認識している。そうしたときに、この陳情をあえて不採択にしてやらないというよりは、これを切り口にして幅広い対応をすることが市には求められているのではないかと思うところである。今後まだまだ困難な状況が続いていくかもしれない中では考えていただきたいと申し添えて採択の討論とさせていただく。

しらた委員 2陳情第5号 新型コロナウイルス感染症に関する保育施設労働者への危険手当で給付についての陳情を、フェアな市政を代表して不採択の立場から討論する。

先生方には、このコロナウイルス問題のときに今まで大変な御努力をされている。そして日頃の成果の結果、子どもたちを守る、そして子どもたちのためにという思いが伝わってきてはいる。しかしながら、今までこのレベルで収まってきたことも考えると、これから先も一生懸命やっただけなことと思いつつも、今回はこの事態を終息させるためにも認識をもう少し、子どもたちの感染症だけではなく家族、大人たちがやはり通勤・通学、様々なことをする中で予防を充実させることがこれからまだまだ大切ではないかを感じる。予防はこれからも唾液の検査等様々な簡素化されるようなものができてきていると聞いているので、ぜひともそういうものを、そして検査の充実、PCR検査が行われることも6月いっぱいではなく、これか

ら先もまだ続けていただくことも考えながら、そして来年にはワクチンができるということもあるので、そういう中、今の時期だけではなくこの先長い目で見るとやはり予防のほうを充実して、先生方の御努力の結果が今の形であり、もう少し先を見ていただきたいと感じているので、申し訳ないが不採択の立場で討論をさせていただいた。

山崎委員

2陳情第5号 新型コロナウイルス感染症に関する保育施設労働者への危険手当給付についての陳情に対し、新政会を代表して不採択の立場で意見・討論をする。

保育施設で働く皆様には、緊急事態宣言発令中も保育園を休園することなく、感染リスクのある中で業務を続けていただいたことには敬意を表し、感謝申し上げます。現在も引き続き注意が必要な状況が続いているが、3密や濃厚接触になりやすい環境の中で日々の業務に不安をお持ちになることは十分理解できる。しかしながら、そのような環境で働いている方は保育施設だけに限らないため、この陳情の保育施設、労働者だけに危険手当を市から支給するのは妥当でないと考える。市としてまず取り組むのは、危険手当などの支給ではなく、危険な状態で仕事をしている人たちに安心を提供することだと思う。各事業者がそれぞれされている危険回避の御努力に対し全力でサポートすることが、市として優先的に取り組むことだと思う。すべての方々が少しでも安心して働ける環境づくりへの取り組みを強力に進めていただけるよう市にお願い申し上げて、新政会を代表して不採択の意見・討論とする。

なお、次の2陳情第6号 新型コロナウイルス(COVID-19)に関する職員の危険手当の給付に関する陳情についても同様の意見とさせていただく。

いいじま委員長 これをもって討論を終了する。

ただいま御意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、不採択すべきものという意見が3名である。不採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、2陳情第6号 新型コロナウイルス(COVID-19)に関する職員の危険手当の給付に関する陳情を議題とする。

本件の陳情内容について現在の市の状況や考え方など市側から説明等あ

ったら願います。

本多子ども青少年部長 先ほどと大まかなところは一緒である。学童クラブについてもやはり登所前に検温をしていただいて、体調が優れない場合には休んでいただいている。だから、体調が悪い方が登所することは現時点ではないと考えている。ただ、業務の性質上やはり子どもと密接に関わる、3密状態は避けられないということがある。学校休業中については、3密にならないように空き教室をお借りしたり、あとは体育館をお借りすることで極力3密を避けるような工夫をしながらお子さんをお預かりしたという現状がある。したがって、感染のリスクが高く危険ということには当てはまらないという認識である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 では、1点だけ。先ほどもお聞きしたが、国や都でこの分野において補助を検討されているのかどうか、その動向と、他市の事例も一応確認しておきたいと思う。

植田児童青少年課長 今の国や都の動向であるが、国の第2次補正予算案ではそういったものがあるという情報は届いているが、この段階で具体的に今回のような手当を対象にしているかについて詳細は分かっていない状況である。そして、他市の事例であるが、東京26市の学童クラブにおいて、現在聞いている限りではこういった手当を支給しているというような自治体の情報は伺っていない。ただ、インターネット検索で得た情報であるが、危険かどうかは別として千葉県の松戸市において新型コロナウイルスの感染リスクがある中で業務を続ける学童クラブ職員に対して1人当たり月1万円、責任者の主任は2万円の手当を支給するというような記事が出されていたのは確認している。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 2陳情第6号 新型コロナウイルス(COVID-19)に関する職員の危険手当

の給付に関する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択すべきとの立場での討論を行う。

先ほども述べたが、新型コロナウイルス対応も長引いているし、様々な新しい負担増もある。危険性についてもまだまだ分からない部分がたくさんある。そういった中で、この現場を支えてくださった皆さんに対してしっかりとした手当てをしていくことが必要だと申し上げて、ぜひこの分野でも国や都に対して対応を求めながら市としても検討を進めるべきだということをお願いして、採択すべきとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

この際暫時休憩する。

午後 2時06分 休憩

午後 2時06分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

ただいま御意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第6号 新型コロナウイルス(COVID-19)に関する職員の危険手当の給付に関する陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手少数である。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第3、第78号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、第78号議案である。本条例については、令和2年4月1日に施行されている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令第21号が公布されている。この公布を受けて、本条例の第10条第3項で放課後児童支援員は都道府県知事または指定都市の長が行う研修を終了したものとされているところ、本省令の

改正を受けてさらに中核市の長が行う研修を終了したものが追加されると
いうことで、それに合わせた改正を行うものである。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第78号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採
決する。本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別
紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 御異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 2時10分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

いいじま 文彦